

自立訓練や就労移行支援、就労継続支援を利用するため 事業所へ通所する場合、交通費の一部を助成します

★対象者

障害福祉サービス受給者証を交付された人



★助成額

1日 420円

(※ 交通費の実支出額が420円に満たない場合は、その額を支給します。)

★交通費実支出額の算定方法

船、電車、バス等の 公共交通機関を利用の 場合	○ 普通乗車券・回数券の場合 1回当たりの運賃×利用回数 ○ 定期乗車券の場合 購入定期券の額
自家用車や原動機付自 転車（原付）を利用の 場合	自宅から事業所までの往復距離 (最も経済的な通常の経路による。) <u>1km当たり 38円</u> (原付は19円) (※1km未満は切り捨て)

！ サービス提供事業所の送迎を
利用した場合は、その区間は算
定対象としません。

★助成の対象となる障害福祉サービス

- ① 自立訓練
- ② 就労移行支援
- ③ 就労継続支援



★申請に必要なもの（通所等をする前に申請してください。）

- ・ 障害者施設等への通所等交通費助成（変更）申請書
- ・ 振込先の口座が分かるもの（預貯金通帳やキャッシュカードなど）
- ・ 委任状（請求や受領を事業所へ委任する場合のみ）

★申請・請求方法

- ① 障害者施設等への通所等交通費助成（変更）申請書を市に提出。
(※年度毎に支給決定しますので、毎年申請をする必要があります。)
- ② 市が申請内容を審査し、支給を決定した場合は、決定通知書を送付します。
- ③ 事業所を利用した場合は、「請求書」に「サービス提供実績記録票」を添付し、市に交通費助成の請求をします（月単位で請求してください。）。

江田島市ホームページ



お気軽に
お問い合わせ
ください。



問合せ先
江田島市福祉保健部社会福祉課
TEL 0823-43-1638
FAX 0823-57-4432